

墨田区男女共同参画苦情調整委員会概要

1 目的

男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害されたと認められる事項又は侵害されるおそれがあると認められる事項や、区が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関する
ことについて、区民、事業者、地域団体からの申出を適切かつ迅速に処理するため、
苦情調整委員会を設置する。

2 委員数

3 名以内

男女共同参画社会の形成に関し優れた人格・識見を有する方のうちから、区長が
委嘱する。

3 委員の任期

2 年（再任可ただし、在任期間は連続して 2 期を超えることができない。）

・令和 4 年 1 0 月 1 日から令和 6 年 9 月 3 0 日まで

4 守秘義務

任期中及び退職後も義務を有する。

5 区民等から区長への申出について、諮問を受けた際に行う事務

（合議により決定を行う。）

男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害や、区が実施する施策等
に係る調査や区民等に対する調査への協力要請及び調査の実施に関すること。

各調査の結果に基づき答申を決定し、区長へ送付すること。その際、必要がある
と認めるときは答申において、助言、指導、是正の要請等必要な措置を講ずるよ
う区長に意見を述べることができる。

6 根拠

墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例（令和 5 年 4 月 1 日施行）

墨田区女性と男性の共同参画基本条例の一部を改正。その際、苦情調整委員会が附属機関
としての機能をより発揮できるよう、苦情処理の手続きを再整備した。